

「いじめ防止基本方針」

目 標

いじめ問題に真摯に取り組み，全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。



平成26年11月 策定

平成30年 3月 一部改訂

令和2年 4月 見直し

令和3年 4月 見直し

令和4年 4月 見直し

令和5年 4月 見直し

鹿児島市立明和小学校

1 「いじめ防止基本方針」について

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)などとの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめの防止

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) いじめの防止等の対策に関する基本理念

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本な方針を定めるものとする。

いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

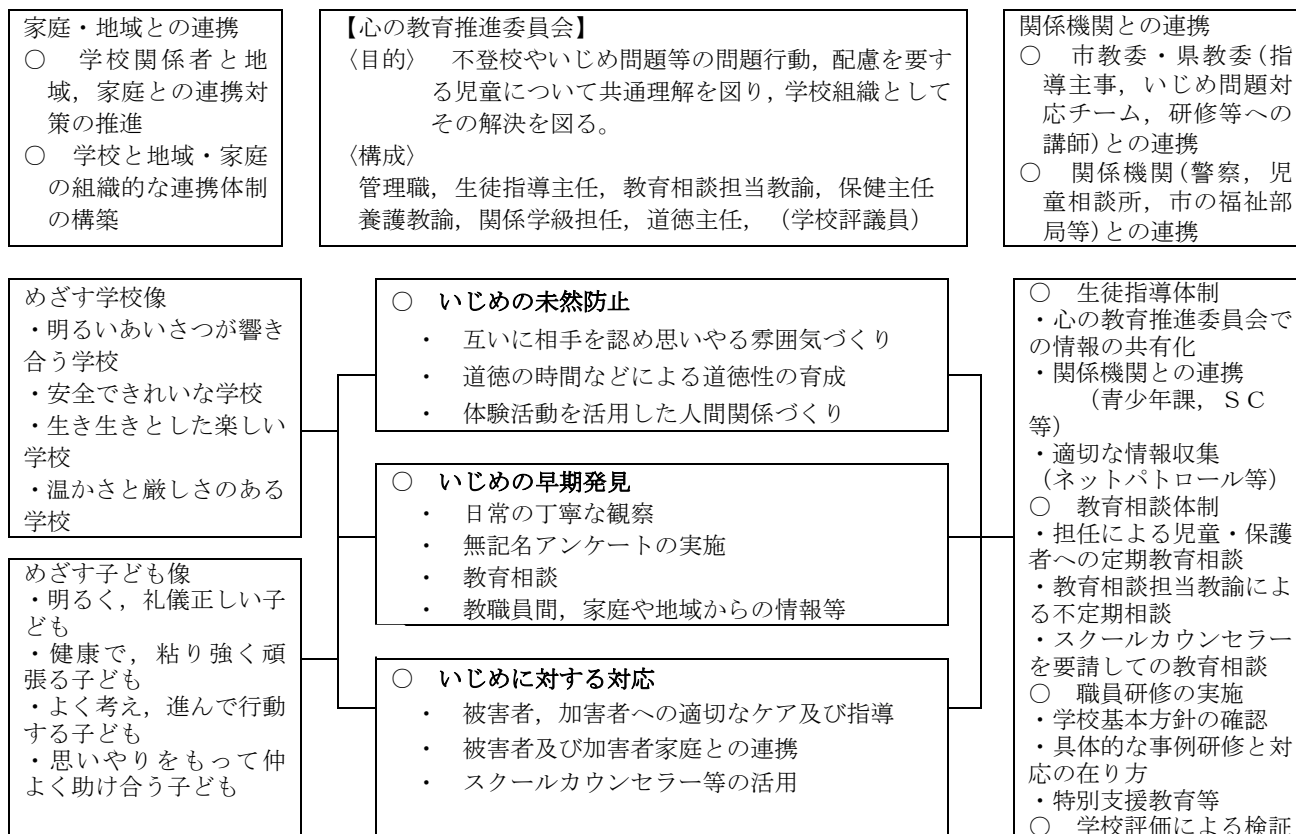
また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 鹿児島市立明和小学校いじめ防止基本方針全体図と年間計画

(1) いじめ防止基本方針全体図

<p><学校教育目標></p> <p>人権尊重の精神に立ち、自ら学び、心豊かで心身ともにたくましい児童を育成する。</p>
<p><いじめ問題への学校の目標></p> <p>いじめ問題に真摯に取り組み、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。</p>



(2) 取組の年間計画

	児童関係	職員関係	検証関係
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題を考える週間 ・ こころタイム 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の活動計画の確認(全体)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内ボランティア活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修(共通理解事項) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころタイム(いじめについて考える) ・ いじめ防止標語・ポスター募集 ・ アンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの分析(担任、担当者)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころタイム ・ 携帯・ネット利用実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題を考える週間 ・ いじめ防止標語・ポスター募集 ・ こころタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育推進委員会 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育推進委員会 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心の教育推進委員会 	

	・心の教育の日(学校参観日 道徳)		
1 2 月	・校内人権週間		・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認
1 月		・心の教育推進委員会	
2 月	・こころタイム		
3 月		・心の教育推進委員会	・学期の取組の総括及び次年度に向けての取組検討
年間	・情報モラルについての指導 (教科, 道徳, 総合等)		・教育相談のまとめ (担任, 関係者)

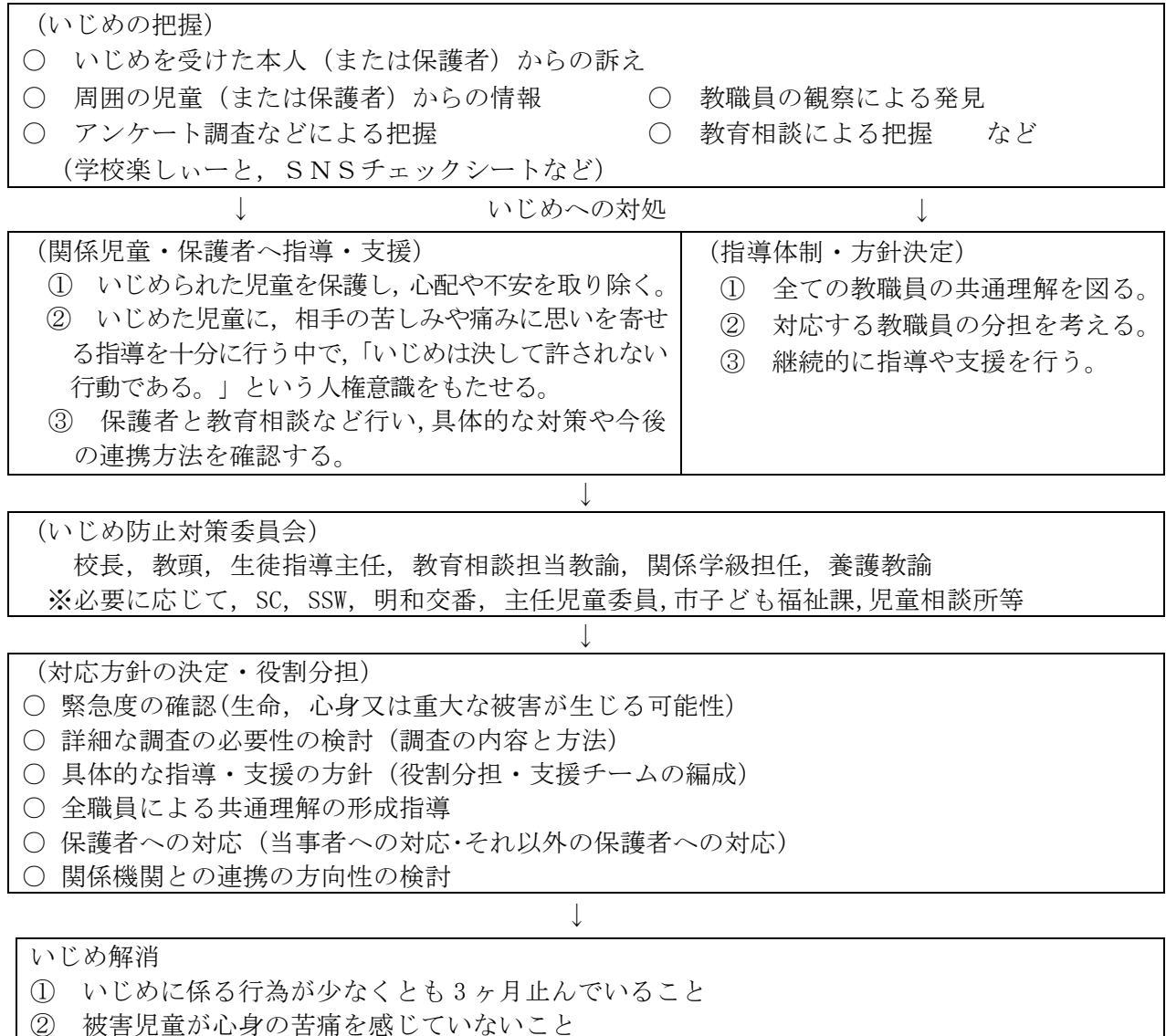
3 いじめ防止のための取組

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。学校では、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に努めていく。

そのためには、児童一人一人が、互いに相手を認め思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むことが肝要である。また、教師一人一人は分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図ると共に、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めなければならない。

① 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳の時間等において、生命を大切にする心や他人を思いやる心などの道徳性の育成に努めるなど豊かな情操を養う。 ○ 「こころタイム」においては、「私たちの道徳」を活用して、生命を大切にする心や他人を思いやる心の育成に努める。 ○ 「いじめは絶対に許されないことである」ことや、見て見ぬふりをすることは「傍観者」としていじめに加担していることであるという認識を児童がもつようにする。 ○ 学校行事や児童会活動, 総合的な学習の時間, 生活科の中の「他者との関わり」を重視した体験活動を行う。
② 児童や学級の実態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、授業中や休み時間、掃除時間や給食時間など、子どもの言動を十分に観察し、子ども一人一人の現状把握に努める。 ○ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
③ 児童のいじめ防止の主体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題・不登校を考える週間の取組で、4月と9月の上旬に設定されている週間に、いじめ問題についての啓発等を児童及び保護者に行う。 ○ いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)の取組で、5月25日から6月25日までの間に、いじめ問題に関する啓発や指導、授業を行う。 ○ いじめゼロを目指した児童会活動で、児童会のテーマのもと、各学級でめあてや努力点を決めて取り組む。 ○ 12月の校内人権週間では、各学年及び各学級で、人権同和教育を行い、いじめについて考えたり、講話を聞いたりする。

4 いじめ問題等への基本的な対応の流れ



(1) いじめの早期発見・早期対応の在り方

ア いじめの早期発見

- 「いじめはどの学校でも, どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち, 全ての教職員が児童の様子を見守り, 日常的な観察を丁寧に行い, 児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。
- ささいな兆候であっても, いじめではないかとの疑いを持って, 早い段階からの的確に関わりを持ち, いじめを隠したり軽視したりすることなく, 積極的に認知する取組に徹する。教職員が, おかしいと感じた児童がいる場合には, 気づいたことを全職員で共有し, より大勢の目で当該児童を見守る。
- 児童の様子に変化が見られる場合には, 教師が積極的に働きかけを行い, 児童に安心感をもたせると共に, 問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は, 教育相談等で悩みを聞き, 問題の早期解決を図る。

イ いじめの早期対応

- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童やいじめを知らせてきた児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 傍観者の立場にいた児童には、傍観はいじているのと同然であるということを指導する。

(2) 教育相談体制

- 関係の家庭と十分に連絡を取り合い、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすように努める。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と協力をしていじめ問題の解決にあたる。
- 児童が、学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況のときは、「市いじめ相談」「かごしま教育ホットライン24」等の相談窓口の利用も検討する。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー等と連携を取りながら、指導を行っていく。
- 必要に応じて、PTAとも連携を深め、協力して再発防止に努める。

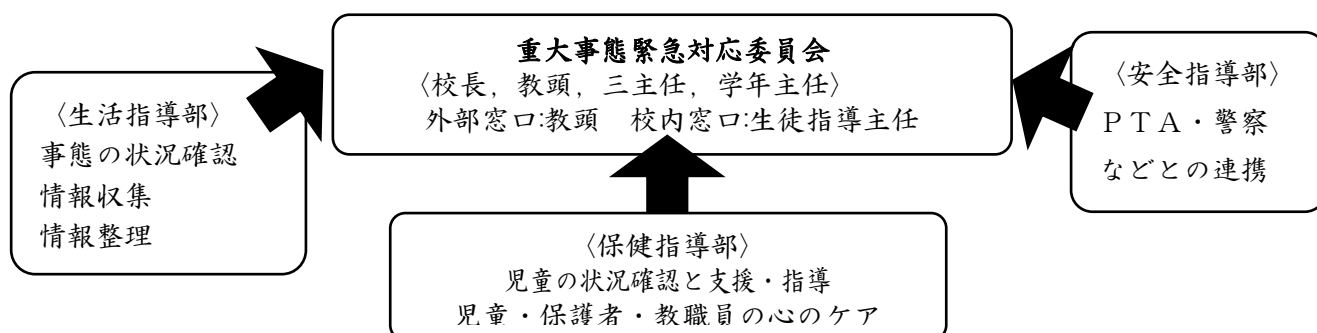
◇連携する機関及び連絡先

関係機関	電話番号	関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会 青少年課	227-1971	県総合教育センター 教育相談課	294-2788
県中央児童相談所	264-3003	明和交番	281-0423
鹿児島市子ども福祉課	216-1260		

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を鹿児島市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する下記の組織（全校体制）を設置する。



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

《ポイント》

- ・いつ（いつ頃から） ・どこで ・誰が ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

- いじめられた児童からの聴き取り調査では、十分な配慮を行いインターネット上のプライベート情報の拡散・風評被害等にも配慮する。
- いじめられた児童からの聴き取り調査が不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査を協議する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供し、合意を得ておく。
- オ プライバシーへの配慮を十分に行い、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携しながら対応する。
- カ 児童や保護者の心の傷を取り除くため、スクールカウンセラー等関係機関と連携を図りながら対応していく。